

傷病手当金 ・ 傷病手当金附加金 請求書 (表)

Table with 2 columns: 所属コード, 組合員番号, 所属所名, 組合員氏名

Table with 2 main columns: 請求期間, 開始日, 満了日

Main calculation table including 組合員資格取得年月日, 標準報酬等級, 病休・休職等承認期間, 平均標準報酬日額, 給付日額計算, 請求金額, and a calendar grid for 令和 years.

療養のため勤務できないことに関する医師の証明

Table for medical certificate with fields for 傷病名, 発病年月日, 勤務できなくなった日, 診断年月日, 住所, 医師名称, 氏名

- ※申告欄 (下記事項を確認の上、チェックをしてください。)
- 傷病手当金と同一傷病による障害共済 (厚生) 年金の受給権 (請求予定) はありません。
- 傷病手当金と同一傷病による障害共済 (厚生) 年金の請求中もしくは請求する予定です。また、年金が支払われた場合には傷病手当金を速やかに返納します。
- 地方公務員災害補償法の規定による休業補償の受給権 (請求予定) はありません。

上記のとおり請求します。  
公立学校共済組合群馬支部長 様  
令和 年 月 日

住所  
請求者  
氏名

自宅電話番号 (退職者のみ)

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。  
令和 年 月 日

所属所  
所属所長 職 名  
氏 名  
所属所電話番号

所属所受付年月日

共済組合受付日  
(注) 1 請求期間の末日以降、翌月5日までに提出してください。  
2 支給日数は、週休日を除いた日数です。ただし、病気休暇で給料が半減した場合は、週休日・休日を除いた日数となります。  
<添付書類>  
・ (初回請求時) 休職辞令の写又は病気休暇承認通知書の写及び公立学校共済組合給付金に関する委任状  
・ (休職等期間が変更した場合) 休職辞令の写等及び委任状を該当月に添付  
・ (年金等を受給している場合) 年金証書等の写を初回請求時及び年金の変動時に添付  
・ (報酬が支給されている場合) 報酬支給額計算書及び給与・諸手当支給明細書写  
明細書写は初回請求時のみ提出。給料の減額が翌月で調整されている場合は、調整した月の明細書写を次回請求時に添付する。

# 傷病手当金 ・ 傷病手当金附加金 請求書 (裏)

## 1 報酬との調整

《 勤務しなかった期間の報酬 》 ※ 報酬の有無に関わらず、必ず記入してください。

組合員 \_\_\_\_\_ について、

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの勤務しなかった期間に対する給料支給割合は、次のとおりです。

- 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 10割支給
- 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 8割支給
- 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 5割支給
- 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 0割支給

《 勤務しなかった期間の報酬との地共法による調整額 》

※勤務しなかった期間に報酬が支払われていた場合、報酬支給額計算書を作成し、下記に転記してください。

報酬の日額 × 支給対象日数 = 報酬控除額

控除Ⅰ  円 ×  日 =  0円 (ア)

↑計算書②を転記 ↑計算書③を転記 ↑計算書⑤と一致

控除Ⅱ  円 ×  日 =  0円 (ア')

↑計算書②'を転記 ↑計算書③'を転記 ↑計算書⑤'と一致

報酬控除額

(ア) + (ア')  
 0円

→年金を受給していなければ、請求書(表)の控除額(D)欄へ転記  
年金受給がある場合は 3 控除額の算定へ

令和 年 月 日

給与事務担当者 職 ・ 氏名 \_\_\_\_\_

## 2 年金等との調整

《 年金等を受給している場合の地共法による調整額計算 》

受給している年金

年金の種類	年金額	支給開始年月
障害共済(厚生)年金	<input type="text"/> 円	年 月
障害基礎年金	<input type="text"/> 円	年 月
退職共済年金	<input type="text"/> 円	年 月
老齢厚生年金	<input type="text"/> 円	年 月
老齢基礎年金	<input type="text"/> 円	年 月
合計	<input type="text"/> 円	

年金等総額

円 ÷ 264

年金日額

=  0円 (円未満切捨て)

### ■報酬なし

年金日額 × 支給日数 (C) = 年金控除額

0円 ×  日 =  0円 →請求書(表)の控除額(D)欄へ転記

### ■報酬あり (年金控除額算定後、3 控除額の算定へ)

年金日額 × 給付日額 > 年金日額となる日 = 年金控除額

控除Ⅲ  0円 ×  日 =  0円 (イ)

↑計算書③を転記

控除Ⅳ  0円 ×  日 =  0円 (イ')

↑計算書③'を転記

《 障害一時金(手当金)を受給している場合 》

障害一時金(手当金)の額	支給年月日
<input type="text"/> 円	令和 年 月 日

※傷病手当金の給付日額の累計が障害一時金(手当金)の額に達するまでは支給を行いません。

## 3 控除額の算定 (報酬と年金を両方受け取っている場合のみ)

(ア)と(イ)のいずれかが高い(ア')と(イ')のいずれかを控除額

0円 +  0円 =  0円 →請求書(表)の控除額(D)欄へ転記